

肺がん

肺のがんは、肺にできた「原発性肺がん」（本ページで解説）と別の臓器から転移した「転移性肺がん」に大別されます。

1. 診断

(1) 精密検査(確定診断)

胸部X線検査、喀痰細胞診*、胸部CT検査、腫瘍マーカー検査、気管支鏡検査**などを行います。必要に応じて、胸水の検査、経皮的肺穿刺・生検、胸腔鏡検査、脳のMRI、腹部CTおよび超音波(エコー)検査、骨シンチグラフィ***などを行うこともあります。

各診療所では困難ですが、医師会病院または北部病院で可能です。また、本島中南部のがん診療連携拠点病院(☎P41)や専門のがん診療機関(☎P44・肺がん)でも可能です。

(2) 病期判定

治療の方針を決めるために、病期(ステージ/stage=病気の広がり、がんの進行の程度)を決定することが必要です。

各診療所では困難ですが、医師会病院または北部病院で可能です。

* 喀痰細胞診

がん組織からはがれ落ちて、痰に混じって出てきたがん細胞を検出する検査です。

** 気管支鏡検査

やわらかくて細い内視鏡を鼻または口から挿入し、のどから気管支の中を観察し、がんが疑われる部位から組織や細胞を採取します。

*** 骨シンチグラフィ

弱い放射線を出す薬を注射し、骨の病変(骨転移)などを調べる検査です。

2. 治療 ※詳細は担当医にお聞きください。

(1) 手術

もし手術が可能な病期であれば、多くの場合、まずは手術をします。各診療所や医師会病院では困難ですが、北部病院で可能です。

(2) 放射線療法(がんの治療用の放射線を当てて、がん細胞を破壊して、がんを消滅させたり小さくする治療)

病期や病状によっては、放射線治療が必要になることがあります。化学療法と併用されることもあり、その場合は化学放射線療法と呼ばれます。また小細胞肺がんでは、病期と病状によっては、予防的全脳照射が行われることもあります。

北部医療圏では困難なので、本島中南部の放射線療法が可能な病院で治療を受けることになります(☎P45)。

(3) 化学療法(抗がん剤、分子標的治療薬など)

手術が成功しても、手術後に化学療法が必要なことがあります(術後補助化学療法)。また病期によっては、最初から化学療法を行う場合があります。

各診療所では困難ですが、医師会病院または北部病院で可能です。

